



トッパアンドコア通信

【2025 年 5 月号】

■賃金デジタル払いの指定資金移動業者に「au PAY」が加まりました。

賃金のデジタル払いの指定資金移動業者ですが、2025 年 4 月 4 日付で 4 社目「au PAY」が加まりました。
キャッシュレス決済や送金サービスの多様化が進む一方で、賃金のデジタル払いはほとんど導入されていません。
制度理解が不十分、管理面の煩雑さにより見送るケースが多い印象です。経費削減や福利厚生等、メリットと天秤をかけ、いつでも導入できるよう情報収集を継続しましょう。

厚生労働省は専用ページを設け、使用者・労働者、それぞれ必要な手続きを公開しています。

<デジタル払い導入後の賃金の支払・受取方法の選択肢>

- (1) 現金 (2) 銀行振込 (労働者の同意) (3) デジタル払い (労使協定 + 個別同意)

 賃金のデジタル払 導入 手続き



(ご参考：事業主向け) <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001282164.pdf>

■職場における熱中症対策の強化について (2025 年 6 月 1 日施行)

熱中症の重症化を防止するため労働安全衛生規則が改正され、以下の措置が事業主に義務付けられます。

主に 3 つの措置義務ですが、現場ごとの実態に則した具体的な対応が求められます。

以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業主に義務付けられます。

1 熱中症を生ずるおそれのある作業 (※) を行う際に、

- ① 「熱中症の自覚症状がある作業者」 ② 「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」が
その旨を報告するための体制 (連絡先や担当者) を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に
対して周知すること

2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

- ① 作業からの離脱 ② 身体の冷却 ③ 必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
④ 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等 など、
熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順 を事業場ごとに
あらかじめ定め、関係作業者に對して周知すること

(※) 対象作業とは、WBGT 値 28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は
1 日 4 時間を超えての実施が見込まれる作業

職場の熱中症による死亡災害は **2 年連続で 30 人以上発生**しています。

特徴として**死亡災害に至る割合の高さ (他の災害の約 5~6 倍)**が挙げられます。死亡者の約 7 割は
屋外作業ですが、**高温多湿な屋内作業や空調のない倉庫や工場での長時間作業**も対象作業になり得ます。
WBGT 値を確認し早めの対策をお願いします。

暑さ指数 (WBGT 値) - 職場のあんぜんサイト



(ご参考：WBGT 基準値) https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo89_1.html

■「育児・介護休業法」「雇用保険」など関連法の主な改正（2025 年 4 月 1 日施行）

4 月改正から 1 か月が経過しますが、各社様、ご対応状況はいかがでしょうか。2025 年 10 月に今年度 2 回目の改正育児介護休業法が施行されます。改めて以下の制度改定を確認しましょう。

「育児・介護休業法」の主な改正（6 つ）

- ① **育児休業等取得状況の公表義務適用拡大（常時雇用する労働者が 300 人超の事業主）**
男性労働者の育児休業取得状況の年 1 回公表義務
- ② **出生後休業支援給付の創設（新たな給付制度の創設）**
子の出生後の一定期間内に両親がともに 14 日以上の育児休業を取得した場合に、既存の育児休業給付と合わせて休業開始前の手取り 10 割相当を支給
- ③ **育児時短就業給付の創設（新たな給付制度の創設）**
子が 2 歳未満の期間に時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の 10%を支給
- ④ **子どもの年齢に応じた柔軟な働き方の拡充**
子の看護休暇対象年齢が小学校 3 年生まで拡大
取得事由の拡大（子の病気、ケガ、予防接種、健康診断というこれまでの取得事由に、新たに感染症に伴う学級閉鎖など、入園（入学）式、卒園式を追加）
所定外労働（残業免除）の対象となる子どもの年齢も小学校就学前まで拡大
- ⑤ **介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等**
 - 介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主が介護休業や介護両立支援制度等に関する事項の周知と利用の意向確認を個別に行うことを義務付け
 - 介護に直面する前の早い段階（40 歳等）で、労働者等への介護休業や介護両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備（労働者への研修等）を事業主に義務付け
- ⑥ **次世代法に基づく一般事業主行動計画に関する見直し**
育児休業等の取得や労働時間に係る状況把握・数値目標の設定を事業主に義務付け

「雇用保険」の主な改正（3 つ）

- ① **雇用保険料率の改定（雇用保険料率が引き下げ改定）**
- ② **高年齢雇用継続給付の給付率引き下げ（最大給付率が各月の賃金額の 15%から 10%へ）**
対象：2025 年 4 月 1 日以降に 60 歳の到達日を迎えた方、60 歳以上 65 歳未満の被保険者
- ③ **自己都合離職者の給付制限期間短縮（2 か月から 1 か月に短縮）**
自己都合離職者が以下の職業訓練を受けた場合には、給付制限なく基本手当を受給可能
※ただし、2025 年 4 月 1 日以降に受講を開始したものに限る
 1. 教育訓練給付金の対象となる教育訓練
 2. 公共職業訓練等
 3. 短期訓練受講費の対象となる教育訓練
 4. 1～3 に準ずるものとして職業安定局長が定める訓練

■労働保険の年度更新のパンフレット・動画が公開されました

令和 7 年度(2025 年度)労働保険の年度更新期間は **6 月 2 日(月)～7 月 10 日(木)**です。
今年度は、**雇用保険料率の引き下げ改定にご注意ください。**(労災保険料率は変更なし)

2025 年 4 月 1 日～**雇用保険料率改定**（参考：一般事業）（2024 年度は 15.5/1,000）

14.5/1,000（労働者負担：5.5/1,000、事業主負担：9/1,000）

社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46 F

TEL：03-3349-8370

【名古屋支店】愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP ター名古屋 7 F

TEL：052-589-8753

E-mail：info@topandcore.or.jp

http：//www.topandcore.com/

